「地域づくり・仕事づくり」の研究

障害者の社会参加は働くことから

~ 共同連の活動と協同労働 ~

斎藤縣三(共同連/差別とたたかう共同体全国連合)

共同連の斉藤と申します。よろしくお願 いいたします。

昨年の12月に菅野さんに名古屋に来ていただきまして、私たちの勉強会のときにいろいるお話していただきました。本当にありがとうございました。そのときのお話は私どもにとって大変勉強になりましたし、とても良いお話だったと思っております。滋賀県の大津市にある、まちかどプロジェクトで働いているうちの代表の門脇という者が、彼は車椅子の障害者で長年働く場づくりに取り組んできているのですが、良い話が聞けたと大変喜んでおります。もっと早く出会いがあったら、本当に私たちにとってとても勉強になったであろうと改めて思いました。

そこで今日は共同連の話ということで、 「共同連の活動と協同労働」というお題を頂 いております。

共同連とは

共同連のパンフレットの表紙に「1992年から共働事業所づくりを最重要課題に」ということで、「・各場の発展につれ・共働を目的としつつ・事業体としての社会的経済的自

立を目指す」とありますが、共に働く = 共働ということを私たちの一番大きな目的に掲げております。そしてただそこで働くだけではなくて、経済的、社会的に自立のできる場所として共働事業所をつくるのだということを目的としています。

私どもの場を成り立たせている大多数は、 障害をもった人たち、しかもなかなか一般就 労というのが困難な、重い障害を持つ人たち がメンバーです。特に共に働く=共働という ことにこだわっているのは、そういうメン バーたちと障害のない人たちがどうしたら一 緒に、共に働けるかということを課題として 考えているからであります。ともすれば障害 をもつ人たちは、労働の対象ではないという ことで社会からは切り捨てられていて、いわ ゆる小規模作業所といわれるような所に行か ざるを得ないのです。ではその小規模作業所 と、われわれのいう共働作業所とではどう違 うかということは、後でお話したいと思いま す。パンフレットにもありますように、1970 年代、共に働く場と同時期に小規模作業所が どんどん増えていきました。そこでは労働と いうには程遠い営みがなされておりまして、 通える場所があればいいなというような性格 でしかないわけです。そうではなくて、われわれは、どのような障害があっても社会参加、労働参加をしていくという場所として共働事業所を続けていきたいと考えているわけです。共同連というのは1981年に結成を呼びかけまして、84年に大阪で結成されております。

わっぱの会の始まり

その共同連の話と平行して、私自身は名古 屋でわっぱの会という会をつくりました。こ れ自体は更に10年前の1971年に名古屋で始 めました。設立当時は、障害を持つ人とそう でない人との共同生活をする場である共同生 活体と、共同で作業する場である共同作業所 とがありまして、あわせもって一つの共同体 をつくるというのが目標でした。「差別とた たかう共同体を建設しよう」「障害を持つ人 もそうでない人も共に働き共に生活する場 を」というスローガンを掲げ、名古屋市の町 の中に小さな一軒家を借りて、最初は障害を もっている方を含む3人で共同生活を始めま した。それからまたしばらくして小さな倉庫 を借りまして、そこで仕事の場をつくり数人 のメンバーで始めました。そのときに考えて いたのが共同体づくりであります。

その当時、今から30年以上前といいますと、今のように町の中に小規模の作業所がいくつもあるというような時代ではなく、山の中や僻地に収容施設がつくられて、そこに障害者、特に大人の障害者が入れられていくというような時代でありました。私どもの会が生まれるきっかけとなったのは、そういう施設にいわゆるボランティアとして、ワークキャンプということで泊り込んで労働奉仕をするという活動を続けていたことからです。



その中でそういう収容施設というものが、本 当に障害者にとっていい場所なのかというこ とを考えていました。一般の家庭や地域社会 から切り離されて、そういう場所へ行くこと でその人たちは幸せになれると、当時は平気 で言われていたわけです。しかし、私はじか にそのことを見て決してそんなことはないと 思ったのです。家族や地域社会から切り離さ れて、完全にこれはもう収容所と化している と。窓に鉄格子がなくても、その施設は、完 全に囲われたフェンスと鍵とでいわゆる閉鎖 空間になっているわけです。家族がある人で うちに帰れる人はお盆と正月ぐらいは家に帰 れるけれども、そのあとはずっとそこに居な ければならない。家族のない人、帰れない人 はずっとそこに居つづけるままで、死ぬまで そこに居なければならない。特にその中で、 障害者とそうでない人たちとの関係が問題で あります。障害者はそこに収容される人であ り、そうでない人たち、いわゆる職員といわ れる人たちは監督者、指導者としてそこにい て、障害者はその人たちのことを先生と呼ば されている。そしてその人たちの言うとおり



に動かなければならない。しかも規則に決められたとおりに生活しなければならないのです。そういった関係そのものが問題であり、おかしいのです。僻地の施設に隔離するのではなくて、今まで住み慣れた町の中で、しかもそこで障害を持っている人と持っていない人がそれこそ同じ生活者であり、同じ労働者であるという共同の関係をつくっていくべきだと考えたのです。そしてできたのがわっぱの会というグループで、最初は共同体をつくるという一つの理想を求めて仲間を募って始めていった運動でありました。

わっぱの会の事業

ここでわっぱの会の事業活動についてお話したいと思います。現在は7つの働く場所に分かれておりまして、10個の共同生活の場所があります。そこで働いている人が140人ぐらいで、共同生活している人が50人ぐらいです。共にずっと名古屋市内でやってきたのですが、ここ数年前から農村にも拠点をつくっていこうということで、名古屋からずっと南に下った伊勢湾と三河湾に挟まれたところにある知多半島の真中あたりに、今農業の拠点もつくっています。

名古屋の中心事業はパンを作ることですが、国産小麦を使ってより安全なパンを作ろうということで1984年の初頭から始めました。わっぱの会でしたので、それをくっつけて「わっぱん」という名前のパンにして販売しています。今では名古屋の市内では、わっぱの会というよりも「わっぱん」と言った方が通りがいいくらいです。そのパンの関連で、洋菓子とかクッキーを製造販売したりしています。

それから最近始まった事業では、名古屋市

の環境事業局から委託されて、リサイクルと いうことで牛乳の紙パックとペットボトルの 中間処理の施設を運営しています。

農業は、主に畑を借りています。それと果 樹園も少しやっておりまして、そうした野菜 や果物を販売しつつそれを加工する仕事場を つくり、そちらでジャムとか漬物の製造をし ています。その他、自分たちで作ったパンや 野菜を含めた安全な食品の流通のためのお店 を一軒持っています。在宅の障害者に対する 介護サービスの仕事もやっています。

それとはまた別に、われわれの場に働くと いうことだけではなくて、一般の企業に障害 者が就労していけるように、就労援助という ことで障害者の職探しのための「就労援助セ ンター」というのも事業化しております。こ の事業には今まで助成金がなかったのです が、労働省との長年の交渉が実り、5月から 名古屋駅からわりと近いところにちっぽけな 学校ですけれども、民間の障害者の職業訓練 校をオープンすることができるようになりま した。そこを拠点にしながら、一般企業への 職業開拓をしていこうと考えております。ま た職業訓練課目として、うどん屋を始め、製 造、販売までをやるつもりで、さらにわっぱ の場全体、農業の拠点などもみんな活用し、 一般企業の実習も含めて、障害者の職業体験 を積み上げていってもらいたいと考えていま す。

働き方のことを説明しますと、上下関係ではなくて、障害を持つ人も持たない人もみんなが仲間である、労働者であるというふうに位置づけて仕事をしております。もちろん一般の事業所などと比べて、私どもの場では重い障害の方がたくさんいますので、個人によって仕事ができる、できないというのはあります。ですからそこで、教えたり教えられ

たりということは当然生まれてきます。パン の仕事ではもう 17 年ほどになりますので、 障害者の人で長年やっていてしっかり仕事が でき、初めてきた人に教える力を持っている という人もいっぱいいます。また、何年やっ てもあまりたくさんできないという人もいま すので、そういう人にはその日できることだ けをやってもらえばいいのです。無理やり何 かをさせなければならない、していなければ ならない、難しい仕事ができないから簡単な 仕事を与えて何かをずっとさせていなければ ならない、というような発想は私たちにはな く、自分がその場に、楽しく労働に参加して いられれば良いということです。その人に何 ができるかというのはその人の能力によって 違うわけだし、それをまた結びつけて総合的 なものとし、成果を生み出して一定の稼ぎを 成し遂げ、それをみんなにできるだけ公平に 分けられるようにしていきたいのです。ま た、労働時間も人によって随分違いがありま す。パンの仕事は朝早くから始めなければな りませんから、早朝から夜間までずっと働く 方もいますし、昼前ぐらいから出てきて短時 間だけ働いて帰る人もいます。それはそれぞ れの選択として取り組んでもらうということ でやっています。

そして、その成果として出てくる収益をみんなで分けていくということで、うちでは給料といわずに分配金と呼んでいます。障害を持っている方は大半が障害基礎年金をもらっていて、それには1級と2級がありまして、1級であると8万2、3千円、2級であると6万5、6千円位の年金が出ます。ごく一部、ほんの少しの障害を持った方と障害のない方は年金が出ていません。ですから、年金とわれわれのところから出ている分配金とを合わせて基本分配金と考えまして、それは全員一律

同額になるように決めています。その上でそれぞれの生活の実態に応じて、生活加算金という形で考慮していきます。一切他人からの扶養を受けずに自分でやっていかなければならない人には自立加算金、子どものいる人には育児加算金、子どもの教育には教育加算金、というようにいろんな加算をつけて何とか生活していけるようにしています。ただ、それだけでははっきり言って世間の相場に比べれば非常に低い状況です。女性の場合は、世間もまだ低いですから比較的まだましですが、男性の場合は給料もずっと伸びていかないですし、将来的に厳しいかなと思います。でも、こういうところで働きたいという方が今日でも残っているというわけです。

どんどん年月が経っていきますと、当初は 20代のメンバーしかいなかったわけですが、 今では上は60代から下は10代までというよ うに幅広い年齢構成になっています。特に障 害者の方では50をちょっと過ぎてしまうと かなり老化が見られる方もでてきます。そう した高齢者問題が、障害者問題に更にかぶ さって現れてきます。これから先のことを考 えると、大変いろんな面で心配があります。 そこで何年か前から、わっぱ生活扶助基金と いうのをつくりまして、少ない分配金の中か ら1人につき月6千円ずつ積み立てをしてお り、今では何千万円かの基金になっていま す。その資金でいるいるな生活上の困難に対 して、お金を援助したり融資したりできるよ うなシステムにして、みんなで助け合ってい けるようにしています。

高齢者問題とも関連いたしまして、われわれは在宅の障害者への介助サービス事業を行なっております。これを生活援助ネットワークと呼んでいますが、ただ単に外の人に対しての派遣だけではなくて、わっぱで共同生活

をしている人たち、働いている人たちのとこ ろにも行っています。親が付き添ってわっぱ に通ってくる人は、その親も高齢で病気がち だった場合、通勤することができずに休むこ とがあるわけです。その人のために通勤介助 をするなどしています。現在400人ぐらいの 20 代を中心とした介助登録者がいます。実 際働いている人はその中の100人余りです。 しかし、介助の対象になっている障害者が 65 歳を過ぎると、介護保険が優先のためわ れわれのサービスができなくなってしまいま す。そこで、現在介護保険の事業所の指定を 受けるように手続きをしていまして、4月か らは一本化して事業を行えるようにしていく つもりです。今後こういった介助組織をきっ ちりと確立して、将来の高齢化に対応してい けるようにしたいと思っています。

少し生活の場についてお話しします。普通 の民間のアパートやマンション、一軒家を借 りている場合もありますし、われわれがつ くった仕事場の上に生活の場を積み上げてい るところもあります。そこはそれぞれの生活 をする家という位置づけであって、いわゆる グループホーム、小施設ではなく、また世話 人とか監督者がいるわけでもありません。こ こでは生活をしたい人が集まって、介助が必 要な人には先ほどの援助ネットから派遣して もらって生活をします。そこに世話人という 職員がいるとその人が監督者になってしま い、その人の目をうかがって生活するように なってしまいます。そうではなくて、むしろ わっぱで働く労働者の寮であり、またそこか らいろんなところにも働きにいけるような場 所にしていきたいのです。ですから生活時間 というのはみんなばらばらで、一応食事は共 同で当番を設けて用意をしていますが、時間 を決められているわけではありませんので自 分で自由にできます。そうした生活の場も、今までは自分たちで建てるか民間から借りる建物であったわけですが、以前から名古屋市に対して要望していた公営住宅の活用が3、4年位前から認められるようになりましたので、この3月から市営住宅2戸分を1つの共同生活の場として借りることになりました。家賃が大変安くて助かります。反面、何かと周りの住民の方が市に報告をしますので、特別な入居者だと見られないように早く周りの方たちと良い関係をつくっていきたいと思っています。以上がわっぱの活動の現状であります。

小規模作業所の問題性

次に、歴史的に振り返りながら共同連につ いてお話ししたいと思います。わっぱの会 は、1971年にはじまりましたが、滋賀県など 各地でも独自の動きが生まれていくつかの共 同作業所(共働作業所)が生まれてきまし た。70年代の後半位には共同体共同(働)作 業所連絡会が発足し、現在の共同連の前身に なるような小さな連携が始まりました。同じ ように70年度から小規模作業所が増加して おり、現在では全国で5000箇所ほどありま す。小規模作業所とは、20人以下の少人数の 無認可施設のことで、20人以上になると国 から認可された福祉施設となることができ、 国と県から1/2ずつの助成金が得られます。 国から障害者1人あたり月に17、8万出ます が、小規模の場合は自治体からの助成金しか 受けられず、一人あたり多いところで10万 を少し越えるぐらいです。東京都内、大阪府 内、滋賀県といったところでは、1千500万 を越えるような助成金が出ますが、熊本では 年に2、300万ぐらいで、都道府県によって 随分差があります。はじめに小規模作業所に ついてお話しました。そこでは職員が先生で **障害者が訓練生であるという構造があって、** 自治体からの助成金は全て職員のところにし かいかないわけです。小規模作業所で助成金 の少ないところでは、バザーやいろいろな物 品販売をやって資金稼ぎをしますが、そのお 金もみんな職員のところへいくわけです。そ して障害者である訓練生はどうなのかという と、下請けの簡単な作業や手芸品・木工品な どの自主製品の販売で得られる工賃というわ ずかなお金、数千円しかもらえません。この ことは、国の助成を受けている規模の大きな 授産施設も小規模作業所も同じような状態で す。職員は障害者が働くのを指導するのが仕 事で、製品を作るのは障害者という位置づけ になっていますので、生産高が上がろうと職 員の給与には何の影響もありません。職員の 給与は助成金から成り立っているので、本当 にそこを働く場にしていこうという意識も意 欲もなく、障害者がいくらかの工賃をもらっ て、毎日安心して通えればいいという極めて 無責任な体制にならざるを得ないのです。そ れでは、具体例をふまえて問題点をお話しま す。

今各地にどんどん授産振興センターというのが全国社会福祉協議会によってつくられています。これは各地の授産施設や小規模作業所で作った製品を販売普及させようというセンターです。センターは各地のデパートやスーパーなどと提携して、一定期間お店を出して作業所などからの製品を販売し、障害者に売上を還元していくという取り組みを行なっています。しかし、小規模作業所や授産施設は一生懸命仕事をしていこうという気がないので、ある程度は製品があっても売れてしまうと出すものがなくなってしまいます。

ですから、そんなに頻繁にこの取り組みをやらないでくれというわけです。私どもの場合はパンや洋菓子をどんどん出しますので、売上も伸びていきます。頻繁にやってほしいと思っています。しかし、他の作業所と比べると浮き上がってしまい、わっぱのためだけにやっているのではないと言われ、他と横並びのあんまり働かないレベルに合わされてしまうのです。これではせっかくセンターがあってもあまり役に立たず、少しがんばっているという構図だけを示しているにすぎないのです。

もう一つの問題は法律に関する点です。小 規模作業所は、職員と訓練生という関係から 労働の場とみなされず、労働法の対象にはな らないし、そうかといって学校でもないので 訓練機関でもありません。法的には全く何だ かわけがわからないような位置づけになって いてます。それに対して授産施設というのは 社会福祉事業法にのっとっており、身体障害 者福祉法、知的障害者福祉法、精神障害者保 健福祉法の対象となる社会福祉施設でありま す。しかし、職員に対しては労働法が適用さ れます。そこの施設に居る人たちに対しては 適用されない。これはすなわち労働保険に加 入できないということです。授産施設によっ ては10万以上の給料を出せるような施設も ありますが、そうした最低賃金をクリアする ほどのところであっても、労働法の適用は受 けられないというような大変おかしな状態に なっています。



共同連の目的

そうした中で私どもの共同連の目的は、一人でも多くの労働から疎外されている人を受け入れて共に働き、営利を目的としないということです。それがわれわれの運営を苦しくしていく原因でもあるのですが、どこにもいけないという人がいれば受け入れていきたいと思うわけです。そこで、先に話したような障害者就労援助センターというのをつくりまして、そちらの会員になっていただき、一般企業に入ってもらおうという事業もしております。

そして2番目の目的は社会的・経済的に自 立していくということです。これは大変困難 なことなのですが、例えば社会福祉法人制度 を活用するということがあります。わっぱの 会の場合は1987年に社会福祉法人共生福祉 会という法人を取得しました。ただ施設化す ると助成金がたくさん出るのですが、非常に 縛りがあります。当初望んだ方向とは全く相 容れないものになっていくという危険性もあ るわけです。そうでない形で法人化ができな いと、経営は安定したけれど自分たちの趣旨 に反してしまって、身を滅ぼしかねないとい うことです。一方、株式会社とか有限会社、 企業組合といった形で法人格を持つ事業所に していくという方法もみられます。そしてそ こで一番うまくいっているのが熊本にある ホープ印刷という株式会社です。売上が年間 4、5億円位ありまして、最低賃金がしっかり と保障されているということです。

3番目の目的は労働権や生活権の保障を考えていき、そして新しい働き方を見いだしていくということです。行くところがない、働くところがないという障害者の方がわれわれ

の元に来ます。その人たちの多くは、われわれのような共働事業所と小規模作業所との違いがわからずにやって来ます。ですから大事なことは、自分たちは社会から切り捨てられているからこういう施設に仕方なく来ているのだというのではなく、働くことに自覚を持ち、自分たちが新しい社会をつくっていくのだという気持ちになることで、そうでないと運動は発展しないと思います。

障害者運動の全体でいいますと、労働の問題よりも介助サービスをどうしていくのかという方向に大きく流れが移ってきています。自分たちで介護サービスを確保し、自立した生活を保障していくための自立生活センターという名前の施設が多くできています。しかし、自立した生活ができるようになってから何をするのか、ということまではまだ出てきていません。ショッピングをしたり友だちとおしゃべりするだけではだめであって、そこで社会に出て参加していくことこそが必要であり、私はそれが労働参加であると思っています。

障害が重い場合は、労働時間が短くてもいいのです。厚生労働省などは在宅就労のことを取り上げてきているのですが、そうすると障害者の社会参加の道が切られていってしまうのです。障害者は人間関係が非常に希薄で友だちが少ないので、いろんなところに出かけて行っていろんな関係を作ることが大切なのです。たとえ短時間でもいいから外に出て、そこでいろいろな人と出会って仕事をする、そういう働き方を増やしていかないといけないと思っています。これが共同連の4つ目の目的であります。

共働事業所づくり

こうした目的をもった共働事業所をつくる にあたって、法人制度を活用し補助を受ける ということは先ほど触れました。障害者の低 い生産性を補うために補助が必要になってく るわけです。ほとんどの補助システムは重い 障害者が働くということを考えたものではあ りません。障害者の労働のための助成として は、労働行政型の助成金制度があります。こ れは障害者が労働者と認められた場合、期間 が限られているのですが一定の助成があるの です。しかし、この制度はほとんど活用され ていません。その中で一番活用されやすい制 度というのが、特定求職者雇用開発助成金で す。これは障害者を雇ったときに1年から1 年半の間、給料の1/2から1/4が補填される という制度です。期間に限りがありますので そこが問題になっています。1年の短期間で 仕事を身に付けて、十分な稼ぎを生み出せる ような軽い障害者なら問題はないのですが、 そうではない人にとっては短期間で切られて しまうことは大変な痛手となります。

そこで私たちが今やろうとしていることは、障害者の仕事おこしであります。わっぱの会もはじめは夜の遅くまで、1個2円3円のダンボールの箱を作る下請けの仕事をしていました。しかし、たいした稼ぎにはなりませんでした。やはり自分たちでつくって自分たちで売るという仕事をしないと、このままでは同じ労働をしていても成果が上がらないと考え、障害者の手作業が生かせる手作り食品の仕事に目をつけました。機械化してしまうと人手が要らないわけですから、それでは障害者の労働参加ができないということになります。食品添加物付けの大規模に大量生産

された食品は、一般企業によって安く販売さ れているわけです。それに対して安全な食品 を生産して、一般企業ができないような労働 をしていこうと考えたのです。はじめは豆腐 屋、漬物屋、パン屋のどれにしようかと迷い ました。豆腐はつぶれたら修復不可能という ことと、漬物は当時塩分の取りすぎに注意し ましょうと言われていたことから外されまし て、残ったパン屋になったわけです。パン屋 は明るいイメージですし、みんなもパンは大 好きで、いい匂いに包まれて目に見える形で 作っていくというのが自分たちにとっても楽 しいということで、結果的に良い選択をした なと思っています。ほとんど言葉を語れない 人でもパンという言葉だけは覚えてしまっ て、パン、パン、パンというふうに言って、 仕事に行きたがるようになりました。

当初、私のパン屋のイメージとしましては 町の中の焼きたてパン屋というということ で、10数人位、その中で半分位が障害者の人 で働いていけたらいいなと思っていました。 しかしパン屋の仕事をしたいという人は大勢 いるわけです。しかし、多くの障害者に囲ま れてやるとなると、なかなかそこまでやりた いという人はいない。また逆に、障害者と働 きたいという人は大勢いるけれども、技術を しっかり身に付けてパンを作ろうという人は いないのです。その両方をもった人がいれば 私のいうような理想のパン屋ができたので しょうがなかなかそうした人材が育たなく て、2ヶ所あったうちの1つの店の品質が落 ちてしまい、結局1ヶ所になってしまいまし た。パン屋の仕事は朝早くてなかなか大変で すから、今でも人材が育たないし、むしろ さっき話しました障害者生活援助ネットワー クであるとか、障害者就労援助センターであ るといったサービス業に行きたがる人が多い



わけです。

現在はこのようにまじめにこつこつと物を作って売るという展開ができにくくなっていて、それぞれがそれぞれの場で苦労をして先が見えないという状況です。これからは仕事おこしをもう一度真剣に考え、特にそれぞれがばらばらにやるのではなくて協力し合っていく必要があると思います。そこで日本の今のシステムを使った場合、事業協同組合的なもの、共働の事業協同組合といったものをつくれないものかと考えています。

仕事おこしをする上でわれわれは、行政に 対して新たに補助のあり方を見直すように要 望してきました。先ほどから言っているよう に、厚生省は福祉という観点、労働省はあく まで企業での短期間の雇用を援助するという 観点しかありません。障害者が労働参加する ための援助を制度として打ち立てないと、福 祉の場所が増えていくか、企業の末端で一部 の障害者が働かされるだけという状況を変え られないのです。最近は通産省に障害者の仕 事おこしを助成するようなシステムをつくる ように要望しており、また各自治体には小規 模作業所に対してではなく、障害者が参加す る事業に対して援助を行なうように要請して います。そこで2000年4月から滋賀県では、 事業所で働く障害者の1/2以上に最低賃金を 保障するという事業所型助成制度が始まりま して、それと共に3年間で1200万円の設備 助成を継続的に行なうという画期的なシステ ムがつくられました。そして、労働省に対し ては継続的な賃金補填を要望しております。 以前は3万円だけですが、重度の障害者に対 して5年間の助成制度がありました。日本経 済の停滞による納付金収入の減少により廃止 されてしまいました。企業は障害者雇用促進 法において、1.8パーセントの障害者を雇わ ないといけないのですが、雇わなかった場合は一人につき月に5万円を雇用納付金として納めなければいけません。労働省は一般財源ではなくて、この集まった納付金を助成金の財源としていました。しかし、経済の停滞で雇用労働者数が低下してしまい、障害者の雇用者数も減少するなかで、納付金そのものも減少してしまったのです。このようにせっかくあった制度が廃止されてしまったわけで、私は継続的な助成制度の要望をしていきたいと考えています。

共同連の諸活動

共同連の活動についてお話します。政府レベルでは、労働厚生省、建設省、通産省、法務省といったところに対して要望を出してきました。また、この5、6年前から障害者政策研究集会というのをやっておりまして、政策提言ができるような仕掛けを障害者が中心となって、また研究者も加わりつくり出そうとしております。今後は、何十年というわれわれの運動の蓄積、現場というのはどんなものなのか、ということをきちっと官僚に伝え教えていくことが重要になってきます。

その他の活動としまして、事業組合という ものがあります。これは現行の助成金制度に 対して事業主を一本化することで、より多く の助成金を活用しようということでつくられ ました。助成金制度の1つに報奨金制度とい うものがあります。これは1.8パーセント、 7人以上の障害者を雇っている企業に対し て、一定数を越える1人につき月額1万7千 円、重度障害者はダブルカウントされるので 3万4千円が継続的に支払われるというシス テムです。ですから小さな各事業所で雇用者 の数を計算するよりも、事業組合として事業 主を一本化したほうがより多くの助成金を受けられるわけです。しかしこの事業主一本化は、今のところ助成金に対しての機能しか果たしておらず、あまり前向きな展開ができておりません。

次に全国職安一斉行動というものです。こ れは働きたいけど職場がないという現実を社 会に訴えていこうという活動です。毎年12 月9日の障害者の日に職安に求職の申し入れ をしたり、厚生労働省の出先機関である職業 安定局、これは障害者の職業安定行政機関な のですが、そこに話し合いに行ったりしてい ます。5年に一度、先ほど言った1.8パーセ ントという障害者の法定雇用率が見直されま すが、これは障害者の失業者数が上がれば雇 用率も上がるのです。しかし、障害者は職安 に登録しないと失業者とみなされません。そ こで、たとえ働けなくても登録だけしておけ ば、障害者の雇用率をアップさせるという運 動につながるわけです。ところが始めから施 設に行ったり在宅であったり、或いは職安の 窓口をたたいても門前払いの扱いを受ける と、あきらめてしまっている人が大半です。 事実われわれがついて行くと職安の態度は良 いのですが、障害者だけで行くと何しに来た のかという態度を取られることが多いという のが現状です。

国際交流として93年から、これはあまり知られていませんが、アジア太平洋障害者の10年という交流がアジア太平洋レベルでつくられ、各国持ち回りで国際イベントが行なわれています。しかし、政府の代表とエリート障害者の代表が集まってシンポジウムをやったり、今年は日本がどれだけ寄付をするかといった程度のものでしかなく、草の根での障害者、関係者の交流というものではありません。そこで共同連では草の根レベルの民

間交流を目指して、95年から日韓国際交流 を始めました。この交流を始めるにあたり、 交流できる団体を調べに韓国に行った結果、 障碍友権益問題研究所という民間で、しかも 力があり非常に熱心な取り組みをしている団 体に出会うことができました。現在、来年の 2002年に東京で第6回の交流大会を行なう 計画を立てておりますが、日韓だけでなく、 他にも何ヶ国か呼びかけて、アジアの国際交 流を行ないたいと考えております。そしてこ の草の根の交流を通して、それぞれの障害者 の自立につながることができればと思ってい ます。この韓国の障碍友権益問題研究所の前 理事長が大統領の金大中に請われて、現在6 人いる大統領特別補佐官である政策担当補佐 官ということで、彼らのいろいろな提案が韓 国の障害者政策、福祉政策にどんどん取り入 れられつつあるという状況です。

最後に、マラソントークという名の取組を 行っています。各地でテーマを決めて集会を 開くという取組です。数年前に、茨城、滋賀、 和歌山県にある知的障害者を住み込みで雇っ ている町工場で、暴力、虐待、死に至るよう な殺人罪といってもいい事件や、賃金未払、 年金横領などといったすき放題なことが行わ れていたという実態が明らかにされました。 こういうことがあっても行政はなかなか動こ うとしません。また、そうした問題に取り組 む団体が全国各地にはないので、そういう時 にわれわれが飛んで行って、被害者の人も一 緒に行政交渉に取り組むということも行なっ ております。

以上が共同連とわっぱの会の活動です。ど うもありがとうございました。



司会:日本の障害者運動の中でも、特に働くということに理想とこだわりを持って取り組まれている活動の実態と、そのための努力について語って頂きました。ここでこの運動の全体状況について理解を深めるために、質問ですとか意見を出していただきたいのですが、いかがでしょうか。

島村:協同労働法制化市民会議の島村です。 障害者の自立と社会参加というまっとうな 要求の上で、仕事をするということが経済 的にも自立と社会参加につながり、そして 私たちもその人たちと一緒に仕事をおこし ていける、ということで大変感心して聞い ておりました。私どもは協同労働のための 法制化活動をしておりまして、その法案は 仕事おこしの法案です。先ほどお話いただ いたように、障害者の労働運動をするにあ たって、従来の法律におきましていろいろ 不都合があると思います。私どもも障害者 の方と共に働く場をつくり共に経営し、そ して地域社会との関係をつくって活性化し ていこうということで法案を構想している のですが、こういったものがあった方が望 ましいとか留意点などがありましたらお話 ください。また協同で労働していく上で、 障害がある人とどういったコミュニケー ションをとることが可能なのかということ と、そしてそれを働くものの協同組合の制 度として生かすとしたら、どのような観点 が必要かということをおききしたいと思い ます。

回答:障害者の場合障害を背負っているわけですから、生産性の低さとか労働時間の短さとか条件的な問題を抱えているわけです。しかし、共同(協同)労働に参加する

ことで社会参加が保障されるようなシステムをつくらないといけません。力のある人だけが生かされてくるというものであれば本来の共同(協同)労働の意味がなくなってしまいます。この差を埋めていくために、助成金制度というのは1つの手段ですが、これをうまく引き出せるようなシステムを考えないと難しいと思います。また助成金だけではなくて、先日菅野さんにお話しいただいたイタリアの社会的協同組合で行なわれている仕事の優先的斡旋とか、税制面の優遇であるとかいうことも当然必要です。

2点目ですが、障害者とのコミュニケー ションの難しさは当然あると思います。仕 事をして行く上で個人個人それぞれの思い がでてきますが、仕事の関係だけでは忙し くて話ができなかったり、意見交換の場と しての会議でもなかなかぽんぽんと意見が 言えるわけではありません。ですから1対 1の信頼できる会話ができるようなことを していかないと、全体としてのコミュニ ケーションは成り立っていかないと思いま す。少人数の場であればそれは成り立つと 思いますが、もっと大きくなって内部の関 係だけでは難しい時は、先ほど話した生活 援助ネットワークのような所から別の人材 を設定して、ゆっくりと相談にのったりす る必要があります。障害を持った人にはた だ単に会話の問題だけではなく、仕事をき ちっとやっていくとなると、生活面でのサ ポートも重要になってきます。家庭での悩 みや問題をできるだけ早い段階でこまめに 察知し、そういう時には家庭訪問をして対 応するようなメンバーが必要です。職場で の対話と生活面でのサポートの両方が重要 なのです。

司会:基本的なことですが、先ほどわっぱの会ではパンの製造を中心に7つの働く場があるということでした。それらについて教えてください。それから、障害を持っている人とそうでない人との割合はどれくらいですか。

回答:まずパン製造のワークショップすずらん、クッキー製造のふくえ共同作業所、パン菓子製造のベーカリーハウスわっぱん、安全食品の流通センターであるエコロジーハウスわっぱん、それとペットボトル、牛乳パックのリサイクルを行なうわっぱリサイクルセンターです。そして生活援助ネットワークと就労援助センター、さらに農業もやっておりますので8ヶ所になりますね。手帳を持っている人を障害者とするならば、100人ちょっとが障害者で30数名が障害のない人です。

菅野:多様な労働権保障ということと、新し い自立支援を組み合わせた共同(協同)労 働を目的としているという点は、私どもと 共通しているテーマかなと感じています。 障害者の労働ですとかそういうものをめぐ る現状について、正直言って今日始めて体 系的に知ることができました。そこで質問 ですが、障害者が働くということを志向す る流れというのが障害者運動の中でどのく らい広がっているのかということと、障害 のない人がサポートし、引っ張っていく役 割を果たすための経営能力や専門的な仕事 を身につけることに対して、どのような苦 労をされているのかということをお伺いし たいと思います。それから3点目は社会福 祉法人の問題についてです。施設福祉介護 はまだ社会福祉法人でしかできない、というのが高齢者介護の場合もあるので法人をつくるのですが、非常に行政からの縛りが強いために協同労働にならなくて、職員が雇用されるという形になります。どこまで絶対的なのかと思うのですが、役員構成にも行政サイドからの影響が強く働き、逆に親や家族、地域の専門家というような人がなかなか入ってこないのが現状です。複合的な参加をしないと本当の福祉にならないと思うのですが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

回答:70年代から80年代にかけて小規模作 業所が増えていく中で、働く場をという広 がりはあったと思うのですが、80年代か ら90年代になってくると自立生活セン ター的な動きが強くなってきます。これは 私たちのような草の根的な障害者団体の傾 向です。障害者団体全体で言いますと、障 害者団体9団体という大きな組織がありま す。それは日本身体障害者連合会、(知的 障害者の)手をつなぐ育成会、日本全国聾 唖連盟、日本盲人協会などというように障 害別に分かれています。そこの中心は、わ りと年齢の高いそんなに障害の重くない男 性が多いようです。それに対して、こうし た大きな団体の中では自分たちの要望を打 ち出していけないということで、地域で活 動していこうという障害者や家族がグルー プをつくっています。こうした団体が集 まったものが障害者政策研究集会全国実行 委員会でして、これが8団体で構成されて おり、そこで毎年集会を行っています。そ の分科会のテーマは介助保障を含めた自立 生活、交通問題を含めた街づくり、それと 労働問題、教育問題、権利養護の問題とい



う5本の柱になっています。その中で障害 者の関心は、自立生活問題、街づくり、労 働問題の順で、そうした中で労働のことに ついて熱心に運動していくという団体は減 りつつあるという状況です。従来働くとい うことを年頭において拠点をつくってきた 団体が、今度は介助サービスや生活支援を やる拠点を別に新しくつくって、力点をそ ちらに移していくというケースが多いよう です。しかし、障害者が障害者の福祉サー ビスをやるということになると、世界がま た狭くなるのではないかという気がするわ けです。現在、全国の働く場づくりの実態 調査ということで、共働事業所を志す、も しくはそれに近いような内容をもった所を 発掘する調査をしています。そしてさらに 情報収集をし、各地を訪問して、もう1度 ネットワークづくりをやり直していきたい と思っています。

2点目の障害のない人が経営や技術の専 門能力を身に付けることについての質問で すが、最初は理想や目的意識を掲げて集 まってきたわけですので、いろいろ勉強会 みたいなことをやっていました。しかし、 働く場や生活の場が次第に増えていくと、 それを維持していくことばかりに精力を 使ってしまい、更に向上していくための勉 強や研修がおろそかになっているという気 はします。そういう過程を見てきている人 はその中でいろいろな蓄積があります。し かし、新しく入ってきた人が蓄積もそれを 補うこともなかなかできずに2、3年でや めてしまったり、蓄積のないまま事業を新 しく始めてしまうことで、技術者も認識も 育たないということが起こってきます。相 対的には各場は発展していますが、技術者 や専門家の育成ということで、質的に伴っ

ているかと言うと多少疑問があります。そこでわっぱの職業訓練校を、障害者の職業訓練や生活の上での学校というだけではなくて、障害のない高校生や大学生、社会人もいっしょに今の時代をどうやって生きるのだ、ということを考えられるような場にし、これからを担っていく人材を育てていきたいと考えています。それがわれわれのこれからの一番大事な仕事だと思っています。

それから社会福祉法人の活用の問題です が、われわれは社会福祉法人で運営するこ とは、単なる高齢者や障害者を管理するだ けの場所になってしまいがちだと思うので す。独自の形態で運営していくことが大切 だと思います。私どもも始めは独自の運営 にこだわっていましたので、法人の設立も ずっと断ってきました。そうした関係で名 古屋市ともいろいろありまして、82年に 法人を申し入れてから6年かかりました。 理事や役員も行政からの人が入らずに自分 たちで構成しています。設立当時はいろい ろともめましたが、今では理事と評議員の 構成が、障害者の人が4人、障害者の家族 が4人、現場で働いている人が6人ぐらい、 後は支援者が数人ということで、全員が仲 間であります。実際に様々な決定を下して いるのは、理事会や評議員会ではなくて、 わっぱ連絡会議という現場の人々の定例会 ですので、私たちは社会福祉法人共生福祉 会というのはわっぱの会の一部だと位置づ けているのです。ですから全て現場で決め て現場でやるということです。財政的には 共生福祉会から入るお金と、任意団体であ るわっぱの会に入るお金、わっぱ企業組合 に入るお金とをわっぱの会で一本化して分 配しています。